

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 55

| | | |
|---|--|--|
| 処 分 名 | 補装具費の支給の要否決定 | |
| 処 分 の 概 要 | 補装具費の支給の申請に対し、支給の要否決定を行う。 | |
| 根 拠 法 令 名 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) | |
| 条 項 | 第76条第1項 | |
| 所 管 課 | 障がい福祉課 | |
| 経由機関での処理期間 | なし | |
| 所管課での処理期間 | 14日 | |
| 標 準 処 理 期 間 | 14日 計 (愛媛県福祉総合支援センターによる判定(助言)が必要な場合は最大90日) | |
| 判 断 基 準 | | |
| 補装具費支給事務取扱指針を基準とする。 | | |
| 【根拠法令等】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | | |
| <p>第七十六条 市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入又は修理を必要とする者であると認めるときは、当該障害者又は障害児の保護者(以下この条において「補装具費支給対象障害者等」という。)に対し、当該補装具の購入又は修理に要した費用について、補装具費を支給する。ただし、当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち政令で定める者の所得が政令で定める基準以上であるときは、この限りでない。</p> <p>2 補装具費の額は、一月につき、同一の月に購入又は修理をした補装具について、補装具の購入又は修理に通常要する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該補装具の購入又は修理に要した費用の額を超えるときは、当該現に補装具の購入又は修理に要した費用の額。以下この項において「基準額」という。)を合計した額から、当該補装具費支給対象障害者等の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額(当該政令で定める額が基準額を合計した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額)を控除して得た額とする。</p> <p>3 市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。</p> <p>4 第十九条第二項から第五項までの規定は、補装具費の支給に係る市町村の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>5 厚生労働大臣は、第二項の規定により厚生労働大臣の定める基準を適正なものとするため、必要な調査を行うことができる。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、補装具費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p> | | |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 | | |
| (補装具費の支給の申請) | | |
| <p>第六十五条の七 法第七十六条第一項の規定に基づき補装具費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、補装具の購入又は修理を行おうとするときには、市町村に対し、あらかじめ、第一号から第五号までに掲げる事項を記載した申請書及び第六号から第八号までに掲げる添付書類を提出し、補装具の購入又は修理が完了した後に第九号及び第十号に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該添付書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することができるときは、当該添付書類を、身体障害者福祉法第十五条第四項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳によって当該申請に係る障害者等が補装具の購入又は修理を必要とする者であることを確認することができるときは、第六号に掲げる添付書類を、それぞれ省略させることができる。</p> <p>一 当該申請を行う障害者又は障害児の保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先 二 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日、個人番号及び当該障害児の保護者との続柄</p> | | |

- 三 当該申請に係る補装具の種目、名称、製造事業者名及び販売事業者名又は修理事業者名
 - 四 身体障害者福祉法第十五条第四項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳を所持している当該申請に係る障害者等にあつては、その番号
 - 五 当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち令第四十三条の二第一項に規定する者の所得が同条第二項の基準未満であることその他所得の状況に関する事項
 - 六 医師の意見書又は診断書
 - 七 第五号の事項を証する書類その他負担上限月額算定のために必要な事項に関する書類
 - 八 当該申請に係る補装具の購入又は修理に要する費用の見積り
 - 九 当該申請に係る補装具の購入又は修理に要した費用に係る領収証
 - 十 当該申請に係る補装具の購入又は修理の完了後の当該申請に係る障害者等の身体への適合の状態を確認できる書類等
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情がある場合には、補装具の購入又は修理が完了した後に、同項第一号から第五号までに掲げる事項を記載した申請書並びに同項第六号及び第七号に掲げる添付書類を提出することができる。

(身体障害者更生相談所等の意見聴取等)

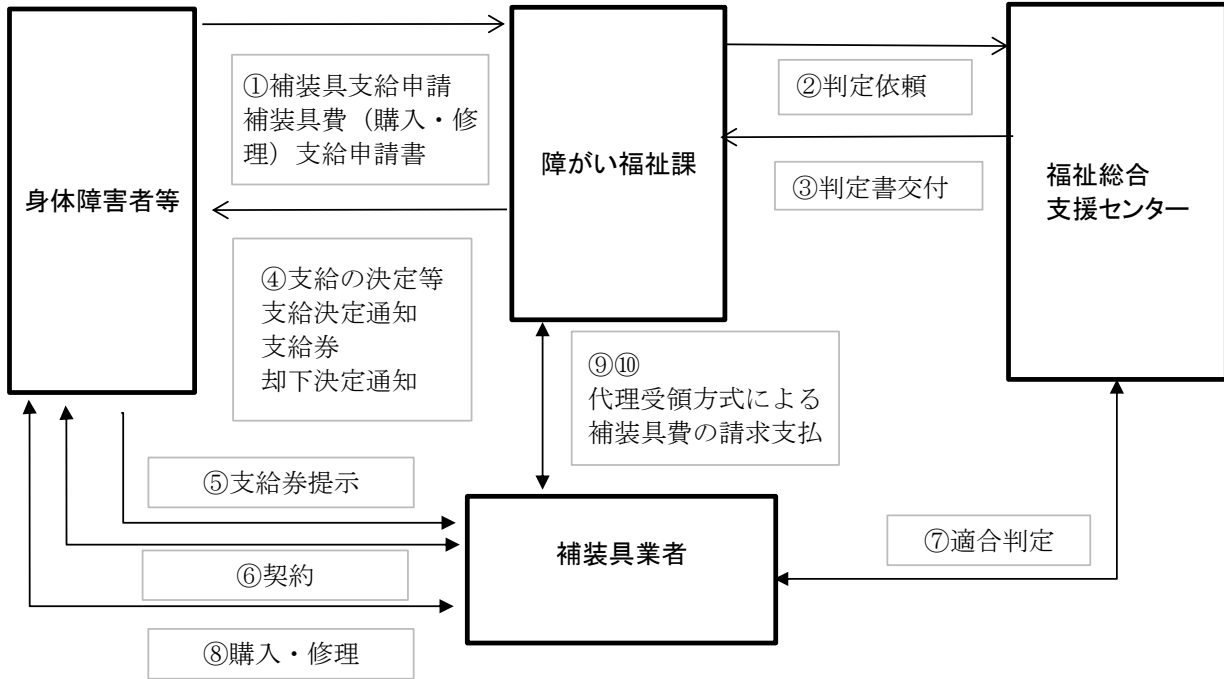
第六十五条の八 市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、身体障害者福祉法第九条第七項に規定する身体障害者更生相談所及び次条に定める機関(次項において「身体障害者更生相談所等」という。)の意見を聴くことができる。

2 身体障害者更生相談所等は、補装具費の支給に係る補装具に関し、当該支給に係る障害者等の身体に適合したものとなるよう、当該補装具の販売事業者又は修理事業者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

(法第七十六条第三項に規定する厚生労働省令で定める機関)

第六十五条の九 法第七十六条第三項に規定する厚生労働省令で定める機関は、指定自立支援医療機関(精神通院医療に係るものを除く。)及び保健所とする。

手続の流れ



※②愛媛県福祉総合支援センターに判定(助言)を必要する場合は、最大90日要する。